

農山村集落ぐるみでの被害防止対策活動推進業務委託仕様書

1 委託業務名

農山村集落ぐるみでの被害防止対策活動推進業務

2 委託業務の目的

鳥獣被害が多く確認されている中山間地域の農山村集落において、鳥獣被害対策の基盤となる生息環境管理の取組（収穫残渣の適正処理、緩衝帯整備、放任果樹伐採等）を推進するため、県内2地域にモデル集落を設置し、専門家を交えた集落座談会、集落点検、対策の実施等を通じて、農業者を含む地域住民が主体となった被害対策活動の普及を図る。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

4 委託業務の内容

青森県（以下「県」という。）と十分に協議しながら、県が選定した2地域において、受託者は次の業務を行う。

（1）被害状況の把握・分析

- ・過去の有害鳥獣の捕獲実績や被害額を整理し、地域の課題を抽出する。
- ・事前の現地調査や、地域住民の意識や行動量、被害箇所特定のためのアンケート調査を実施してもよい。

（2）座談会・勉強会の開催

- ・（1）の結果を地域住民に共有し、課題を共有するための座談会や、専門家による対象鳥獣の生態や行動習性、正しい防除技術等についての勉強会を開催する。

（3）集落点検の実施

- ・地域住民、専門家、行政担当者がともに集落を歩き、被害箇所、侵入経路、誘引物等を特定する。
- ・点検結果を可視化するため、紙地図等に落とし込み、「集落獣害マップ」を作成する。

（4）対策検討ワークショップの実施

- ・（3）で作成したマップに基づき、具体的な環境管理活動の内容を検討する。
- ・上記の環境管理活動の実践にあたり、持続可能な体制（役割分担）を協議・決定する。

（5）環境管理活動の実践

- ・緩衝帯の整備、放任果樹の除去など、地域住民参加型の活動を実施する。

（6）成果報告・次年度の活動計画の整理

- ・取組成果を振り返り、残された課題と次年度の活動計画を整理する。
- ・当委託業務の実績を横展開するため、県が実施する農業者向けの研修会において、当委託業務の取組内容や実績を説明する。

5 成果品の提出

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 実績報告書 1部

6 委託業務の対象経費

「4 委託業務の内容」に掲げる業務を行うために必要な経費とする。

ただし、次に記載する経費は認めない。

- ・パソコン・電話機等の汎用機器
- ・飲食代

7 知的財産権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、青森県が保有するものとし、青森県が二次使用等を実施することに対して、著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (4) 著作権等を除く知的財産権の扱いについては、青森県と別途協議するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- (2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。